

府政防第582号
平成28年4月15日

熊本県 災害救助担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）

避難所の生活環境の整備等について（留意事項）

平成28年熊本県熊本地方の地震に係る災害においては、多数の者が避難して継続的に救助を必要としているところであり、一日も早く被災者の方々の生活環境を整えることが重要である。特に高齢者や障害者等の要配慮者及び女性や外国人についても十分な配慮が必要である。

このため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月）」を参考としながら、避難所の生活環境の整備等について下記の上に留意の上、十分な配慮をお願いしたい。

記

1. 避難所の設置

避難所の設置期間の長期化が見込まれる場合は、次の設備や備品等を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を講じること。なお、整備に当たっては、購入による整備の他、必要に応じてリース等の活用も図ること。

- ① 簡易ベッド（代替品を含む）、畳、マット、カーペット等の整備
- ② 間仕切り用パーティションの設置
- ③ 冷暖房機器、テレビ、ラジオの設置
- ④ 仮設洗濯場（洗濯機、乾燥機を含む）、簡易シャワー、仮設風呂等の設置
- ⑤ 仮設トイレの設置。なお、高齢者、障害者等の要配慮者が使いやすい洋式の仮設トイレを必要に応じて設置すること。

2. 炊き出し等の食品の給与

炊き出しその他による食品の給与を実施する場合は、長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等を必要に応じて行うこと。

3. 福祉避難所の設置

避難所については、高齢者や障害者等の要配慮者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずること。

(注) 福祉避難所については、一般避難所の基準額（1人1日あたり320円）に特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。特別な配慮のために必要な通常の実費については、以下の費用を想定している。

- ・概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介助員等を配置するための費用
- ・高齢者や障害者等に配慮したポータブルトイレ等の費用
- ・日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の費用
- ・食品の給与に係る経費等

4. 応急仮設住宅の設置等

住民の避難が長期に渡ると見込まれる場合には、応急仮設住宅の設置等を検討すること。また、必要に応じて、住宅の応急修理制度の活用を図ること。なお、応急仮設住宅に居住する世帯については、住宅の応急修理制度との併給はできないので、この点留意すること。

① 応急仮設住宅を設置する場合については、速やかにその必要数を把握し、建設事業者団体等の協力を得て、応急仮設住宅を建設すること。

また、応急仮設住宅の設置に代えて民間賃貸住宅の借り上げも可能であること。

② 住宅の応急修理の実施に当たっては、速やかに住宅の応急修理実施要領を作成し、住民への周知を十分行うこと。

5. 特別基準の設定

災害救助法による救助については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年内閣府告示第228号。以下「一般基準」という。）に基づき実施されているところであるが、被災状況等によっては、一般基準では対応できない場合もあることから、特別基準を設定することが可能であるので、幅広く当職あてご相談いただきたい。